

○ぎ装員等の居住場所について（通知）

昭和 43 年 7 月 2 日

海幕人第 3530 号

海上幕僚監部総務部長から各地方総監あて

ぎ装員等の居住場所について（通知）

標記について、ぎ装員に関する訓令（昭和 30 年海上自衛隊訓令第 25 号）第 5 条にいう
サービスとは、勤務時間及び休暇、上陸等を指すものであつて、居住場所については、自衛隊
法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 52 条第 2 項及び第 53 条の規定が適用される
ものであるから、念のため通知する。

なお、ぎ装員長等の居住場所に関する通達（海幕人第 2 号の 251。30. 12. 22）は、廃止す
る。